

2017年5月2日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—環境保護政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第444号）

全国人民代表大会常務委員会、 汚染物排出費を環境保護税へ 大気汚染・水汚染・固体廃棄物・騒音が対象

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

全国人民代表大会常務委員会第25回会議は、2016年12月25日に『環境保護税法』（以下『本法』という）を可決し、国家主席令第61号として公布しました。『本法』は、現行の汚染物排出費制度を環境保護税制度へと改めるもので、2018年1月1日より施行されます。

□ 税務部門により徴収

現行の汚染物排出費制度は、1979年9月13日に公布された『環境保護法（試行）』によるもので、汚染物を排出する企業等に対して、環境保護部門が汚染物排出費を徴収する制度です。2003年から2015年まで、全国で徴収された汚染物排出費は累計2,115.99億元に達しています。ただ、①法執行が緩い、②地方政府等による行政干渉が多い等の問題が存在しています。

『本法』は、汚染物排出費を環境保護税に改めるもので、原則として新たな税負担は発生しませんが、企業が自主申告した資料に基づき、税務部門が税の徴収を、環境保護部門がモニタリングを担当、この2部門で情報を共有するという徴収・管理モデルとなっています。

『本法』では、課税汚染物を大気汚染物、水汚染物、固体廃棄物および騒音としています（第3条）。また、環境保護税の税目、税額は『本法』に付属する『環境保護税税目税額表』に基づき執行するとしています（第6条）。このうち、大気汚染物と水汚染物の適用税額はそれぞれ「1.2元－12元」と「1.4元－14元」の範囲内とし、具体的な適用税額は各地方政府が各地の現状に基づき確定するとしています（同上）。

□ 納付税額の計算

環境保護税の納付税額は、汚染物の種類によって確定する税額計算ベースと、相応する適用税額により算出されるとしています（第7条、第11条）。

【図表 1】 税額計算ベースの確定方法および納付税額の計算方法

汚染物	税額計算ベースの確定方法	納付税額の計算方法
大気汚染物	汚染物排出量により換算した汚染当量数に基づき確定	納付税額＝税額計算ベース×相応する適用税額※
水汚染物		
固体廃棄物	固体廃棄物の排出量に基づき確定	納付税額＝税額計算ベースに相応する適用税額※
騒音	国家が規定する標準を超えるデシベル数に基づき確定	

※『附表 1 環境保護税税目税額表』の「税額」

(『環境保護税法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

大気汚染物と水汚染物の汚染当量数は『本法』に付属する『附表 2 課税汚染物および当量値表』に基づき計算します(第 8 条)。また、大気汚染物、水汚染物、固体廃棄物の排出量および騒音のデシベル数は、以下のような方法および順番に基づき計算します(第 10 条)。

【図表 2】 排出量・デシベル数の計算方法・順序

順序	条件	計算方法
①	国の規定およびモニタリング規範に合致する汚染物自動モニタリング設備を据付・利用する場合	汚染物自動モニタリングデータに基づき計算
②	汚染物自動モニタリング設備を据付・利用していない場合	モニタリング機構が発行する国の関連規定およびモニタリング規範に合致するモニタリングデータに基づき計算
③	排出する汚染物の種類が多い等の原因によりモニタリングの条件を備えない場合	国务院の環境保護主管部門が規定する汚染物排出係数、物質収支法に基づき計算
④	以上の方法に基づいた計算ができない場合	省・自治区・直轄市人民政府の環境保護主管部門が規定する抽出測定の方法に基づき、査定・計算

(『環境保護税法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

『本法』は、以下のような状況において、環境保護税が減免されるとしています(第 12 条、第 13 条)。

【図表 3】 環境保護税が減免される状況

暫定的に徴収を免除する状況	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 農業生産(規模化養殖を含まない)により課税汚染物を排出する場合 ✓ 自動車、鉄道機関車、非道路移動機械、船舶および航空機等の流動汚染源が課税汚染物を排出する場合 ✓ 法により設立された都市・農村污水集中処理、生活ゴミ集中処理場が相応する課税汚染物を排出し、国および地方が規定する排出標準を超えない場合 ✓ <u>納税人が固体廃棄物を総合利用し、国および地方の環境保護標準に合致する場合</u> ✓ 国务院が免税を批准するその他の状況 	
徴収を軽減する状況	✓ 排出する課税大気汚染物もしくは水汚染物の濃度値が国および地方が規定する <u>汚染物排出標準の 30% を下回る場合</u>	軽減して 75% の環境保護税を徴収
	✓ 排出する課税大気汚染物もしくは水汚染物の濃度値が国および地方が規定する <u>汚染物排出標準の 50% を下回る場合</u>	軽減して 50% の環境保護税を徴収

(『環境保護税法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 企業による自主申告と納付

企業は課税汚染物排出地の税務機関に環境保護税を申告・納付しなければなりません(第 17 条)。具体的には、以下のように申告しなければならないとしています(第 18 条、第 19 条)。

【図表 3】 環境保護税の自主申告・納付

	自主申告・納付
固定期限に基づき計算・納付できる場合	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 月ごとに計算し、四半期ごとに申告 ✓ 四半期終了の日から 15 日以内に、税務機関に納税申告を行い、合わせて税金を納付
固定期限に基づき計算・納付できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1 回ごとに申告 ✓ 納税義務が発生する日から 15 日以内に、税務機関に納税申告を行い、合わせて税金を納付

(『環境保護税法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

『本法』は、直接、環境に課税汚染物を排出する企業に対し、環境保護税の納付義務を課すほか、もたらした損害に対して法に基づいて責任を負わなければならないとしています(第 26 条)。

*

環境保護税の徴収は 2018 年 1 月 1 日より開始され、従来までの汚染物排出費は同時に廃止されます(第 27 条)。『本法』の詳細については、4 ページからの日本語仮訳および 11 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

中華人民共和国主席令 第 61 号

『中華人民共和国環境保護税法』は中華人民共和国第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 25 回会議で 2016 年 12 月 25 日に可決された。ここに公布し、2018 年 1 月 1 日より施行する。

中華人民共和国主席 習近平
2016 年 12 月 25 日

中華人民共和国環境保護税法

(2016 年 12 月 25 日第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 25 回会議にて可決)

目録

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 税額計算根拠および納付税額
- 第 3 章 税収の減免
- 第 4 章 徴収管理
- 第 5 章 附則

第 1 章 総則

- 第1条** 環境を保護および改善し、汚染物の排出を減少し、生態文明の建設を推進するために、本法を制定する。
- 第2条** 中華人民共和国の領域および中華人民共和国が管轄するその他の海域において、直接環境に課税汚染物を排出する企業・事業単位およびその他の生産経営者を環境保護税の納税人とし、本法に基づき環境保護税を納付しなければならない。
- 第3条** 本法がいう課税汚染物は、本法に付属する『環境保護税税目税額表』、『課税汚染物および当量値表』が規定する大気汚染物、水汚染物、固体廃棄物および騒音を指す。
- 第4条** 以下のいずれかの状況がある場合、直接環境に汚染物を排出することに属せず、相応する汚染物の環境保護税を納付しない。
- (1) 企業・事業単位およびその他の生産経営者が法により設立された污水集中処理、生活ゴミ集中処理場所に課税汚染物を排出する場合、

- (2) 企業・事業単位およびその他の生産経営者が国家および地方環境保護標準に合致する施設、場所に固体廃棄物を貯蔵もしくは処分する場合。

第5条 法により設立された都市・農村污水集中処理、生活ゴミ集中処理場所が国家および地方が規定する排出標準を超えて環境に課税汚染物を排出する場合、環境保護税を納付しなければならない。企業・事業単位およびその他の生産経営者が固体廃棄物を貯蔵もしくは処分し、国家および地方環境保護標準に合致しない場合、環境保護税を納付しなければならない。

第6条 環境保護税の税目、税額は、本法に付属する『環境保護税税目税額表』に基づき執行する。課税大気汚染物および水汚染物の具体的な適用税額の確定および調整は、省・自治区・直轄市の人民政府により当該地区の環境受容能力、汚染物排出の現状および経済社会生態発展目標の要求を統一調整・考慮し、本法に付属する『環境保護税税目税額表』が規定する税額幅内に提出し、同レベルの人民代表大会常務委員会に報告して決定を受け、合わせて全国人民代表大会の常務委員会および国務院に報告して届出する。

第2章 税額計算根拠および納付税額

第7条 課税汚染物の税額計算根拠は、以下の方法に基づき確定する。

- (1) 課税大気汚染物は、汚染物排出量により換算した汚染当量数に基づき確定する、
- (2) 課税水汚染物は、汚染物排出量により換算した汚染当量数に基づき確定する、
- (3) 課税固体廃棄物は、固体廃棄物の排出量に基づき確定する、
- (4) 課税騒音は、国家が規定する標準を超えるデシベル数に基づき確定する。

第8条 課税大気汚染物、水汚染物の汚染当量数は、当該汚染物の排出量を当該汚染物の汚染当量値で除すことで計算する。各種の課税大気汚染物、水汚染物の具体的な汚染当量値は、本法に付属する『課税汚染物および当量値表』に基づき執行する。

第9条 各排出口もしくは排出口のない課税大気汚染物は、汚染当量数に基づき、大から小の順に並べ、上位3項の汚染物に対して環境保護税を徴収する。

各排出口の課税水汚染物は、本法に付属する『課税汚染物および当量値表』に基づき、第1類水汚染物およびその他の類の水汚染物を区分し、汚染当量数に基づき、大から小の順に並べ、第1類の水汚染物に対して上位5項に基づき環境保護税を徴収し、その他の類の水汚染物の上位3項に対して環境保護税を徴収する。

省・自治区・直轄市人民政府は当該地区の汚染物排出削減の特殊な需要に基づき、同一排出口における環境保護税徴収課税汚染物項目数を増加することができ、同レベルの人民代表大会常務委員会に報告して決定を受け、合わせて全国人民代表大会の常務委員会および国務院に報告して届出

する。

第10条 課税大気汚染物、水汚染物、固体廃棄物の排出量および騒音のデシベル数は、以下のような方法および順序に基づき計算しなければならない。

- (1) 納税人が国の規定およびモニタリング規範に合致する汚染物自動モニタリング設備を据付・利用する場合、汚染物自動モニタリングデータに基づき計算する、
- (2) 納税人は汚染物自動モニタリング設備を据付・利用していない場合、モニタリング機構が発行する国の関連規定およびモニタリング規範に合致するモニタリングデータに基づき計算する、
- (3) 排出する汚染物の種類が多い等の原因によりモニタリングの条件を備えない場合、国務院の環境保護主管部門が規定する汚染物排出係数、物質収支法に基づき計算する、
- (4) 本条第(1)項から第(3)項が規定する方法に基づき計算できない場合、省・自治区・直轄市人民政府の環境保護主管部門が規定する抽出測定の方法に基づき、査定・計算する。

第11条 環境保護税の納付税額は以下の方法に基づき計算する。

- (1) 課税大気汚染物の納付税額は、汚染当量数に具体的な適用税額を乗じたものとする、
- (2) 課税水汚染物の納付税額は、汚染当量数に具体的な適用税額を乗じたものとする、
- (3) 課税固体廃棄物の納付税額は、固体廃棄物排出量に具体的な適用税額を乗じたものとする、
- (4) 課税騒音の納付税額は、国が規定する標準を超えるデシベル数に相応する具体的な適用税額とする。

第3章 税収の減免

第12条 以下のような状況は、暫定的に環境保護税の徴収を免除する。

- (1) 農業生産（規模化養殖を含まない）が課税汚染物を排出する場合、
- (2) 自動車、鉄道機関車、非道路移動機械、船舶および航空機等の流動汚染源が課税汚染物を排出する場合、
- (3) 法により設立された都市・農村污水集中処理、生活ゴミ集中処理場所が相応する課税汚染物を排出し、国および地方が規定する排出標準を超えない場合、
- (4) 納税人が固体廃棄物を総合利用し、国および地方の環境保護標準に合致する場合、
- (5) 国務院が免税を批准するその他の状況。

前項第(5)項の免税規定は、国務院により全国人民代表大会の常務委員会に報告して届出する。

第13条 納税人が排出する課税大気汚染物もしくは水汚染物の濃度値が国および地方が規定する汚染物排出標準の30%を下回る場合、軽減して75%の環境保護税を徴収する。納税人が排出する課税大気汚染物もしくは水汚染物の濃度値が国および地方が規定する汚染物排出標準の50%を下回る場合、

軽減して 50%の環境保護税を徴収する。

第4章 徴収管理

- 第14条** 環境保護税は税務機関が『中華人民共和国税収徴収管理法』および本法の関連規定に基づき徴収・管理する。
- 環境保護主管部門は本法および関連環境保護法律法規の規定に基づき汚染物に対してモニタリング・管理する。
- 県レベル以上の地方人民政府は税務機関、環境保護主管部門およびその他の関連単位の役割分担協力メカニズムを構築し、環境保護税の徴収管理を強化し、税金が遅滞なく十分な額で入庫することを保障しなければならない。
- 第15条** 環境保護主管部門および税務機関は税に係る情報の共有プラットフォームおよび業務協力メカニズムを構築しなければならない。
- 環境保護主管部門は汚染物排出単位の汚染物排出許可、汚染物排出データ、環境違法および行政処罰を受けた等、環境保護関連の情報を、定期的に税務機関に送付しなければならない。
- 税務機関は納税人の納税申告、税金入庫、減免税額、未納税金およびリスク・疑問点等の環境保護税に係る税情報を、定期的に環境保護主管部門に送付しなければならない。
- 第16条** 納税義務の発生時間は、納税人が課税汚染物を排出する当日とする。
- 第17条** 納税人は課税汚染物排出地の税務機関に環境保護税を申告・納付しなければならない。
- 第18条** 環境保護税は月ごとに計算し、四半期ごとに申告・納付する。固定期限内に基づき計算・納付できない場合、1回ごとに申告・納付する。
- 納税人が申告・納付するとき、税務機関に排出する課税汚染物の種類、数量、大気汚染物、水汚染物の濃度値、および税務機関が実際の需要に基づき納税人に報告を要求するその他の課税資料を報告しなければならない。
- 第19条** 納税人が四半期ごとに申告・納付する場合、四半期終了の日から 15 日以内に、税務機関に納税申告を行い、合わせて税金を納付しなければならない。納税人が 1 回ごとに申告・納付する場合、納税義務が発生する日から 15 日以内に、税務機関に納税申告を行い、合わせて税金を納付しなければならない。
- 納税人は法により事実通りに納税申告を行い、申告の真実性および完全性に対して責任を負わなければならない。

- 第20条** 税務機関は納税人の納税申告データ資料を、環境保護主管部門が送付した関連データ資料と照合しなければならない。
税務機関は納税人の納税申告データ資料が異常もしくは納税人が規定期限に基づいて納税申告を行っていないことを発見した場合、環境保護主管部門に提出して再確認を要求することができ、環境保護主管部門は税務機関のデータ資料を受け取った日から15日以内に税務機関に再確認の意見を発行しなければならない。税務機関は環境保護主管部門が再確認したデータ資料に基づき納税人の納付税額を調整しなければならない。
- 第21条** 本法の第10条第(4)項の規定に基づき汚染物排出量を査定・計算する場合、税務機関は環境保護主管部門とともに汚染物排出種類、数量および納付税額を査定する。
- 第22条** 納税人が海洋エンジニアリングに従事し、中華人民共和国の管轄海域に課税大気汚染物、水汚染物もしくは固体廃棄物を排出する場合、環境保護税を申告する具体的な弁法は、國務院税務主管部門により國務院海洋主管部門とともに規定する。
- 第23条** 納税人と税務機関、環境保護主管部門およびその業務人員が本法の規定に違反する場合、『中華人民共和国税收徴収管理法』、『中華人民共和国環境保護法』および関連法律法規の規定に基づき法律責任を追及する。
- 第24条** 各レベルの人民政府は納税人を奨励し、環境保護建設への投入を強化し、納税人が汚染物自動モニタリング設備に用いる投資に対して資金および政策による支持を与えなければならない。

第5章 附則

- 第25条** 本法の以下の用語の意味は
- (1) 汚染当量とは、汚染物もしくは汚染排出活動による環境に対する有害程度および処理技術の経済性に基づいた、異なる汚染物による環境に対する汚染を測る総合性指標もしくは軽量単位を指す。同一媒質で同一汚染当量の異なる汚染物の場合、その汚染程度は基本的に相当である、
 - (2) 汚染排出係数とは、正常な技術経済および管理条件のもと、生産単位の製品が排出すべきである汚染物量の統計平均値を指す、
 - (3) 物質収支とは、物質の質量保存の法則に基づき生産過程中使用する原料、生産する製品および生じる廃棄物等に対して測定を行う方法の1種を指す。
- 第26条** 直接、環境に課税汚染物を排出する企業・事業単位およびその他の生産経営者は、本法の規定に基づき環境保護税を納付するほか、もたらした損害に対して法に基づいて責任を負わなければな

らない。

第27条 本法の施行日より、本法の規定に基づき環境保護税を徴収し、もはや汚染物排出費を徴収しない。

第28条 本法は2018年1月1日より施行する。

附表1 環境保護税税目税額表

附表2 課税汚染物および当量値表〔略〕

附表 1

環境保護税税目税額表

税目		税額計算単位	税額	備考
大気汚染物		汚染当量ごと	1.2 元－12 元	
水汚染物		汚染当量ごと	1.4 元－14 元	
固体廃棄物	石炭脈石	トンごと	5 元	
	尾鉱	トンごと	15 元	
	危険廃棄物	トンごと	1000 元	
	製錬クズ、フライアッシュ、転炉スラグ、その他の固体廃棄物（半固体、液体廃棄物を含む）	トンごと	25 元	
騒音	工業騒音	標準より 1-3 デシベルを超える	毎月 350 元	<ol style="list-style-type: none"> 1つの単位の境界の複数カ所で騒音が標準を超える場合、一番大きく標準を超える1カ所の騒音レベルに基づき納付税額を計算する。境界の長さが100メートルを超え、かつ2カ所以上の騒音が標準を超える場合、2単位として納付税額を計算する。 1つの単位で異なる地点に作業場所がある場合、区別して納付税額を計算し、合わせて徴収しなければならない。 日中、夜間ともに標準を超える騒音について、日中、夜間に区別して納付税額を計算し、合わせて徴収しなければならない。 音源にいて1カ月間に標準を超える日数が15日以下の場合、半減して納付税額を計算する。 夜間頻繁・突然に起こるおよび夜間、たまに・突然に起こる工場境界における標準を超える騒音について、等値騒音レベルとピーク値騒音という2種の指標のうち標準を超えるデシベル値の高い方に基づき納付税額を計算する。
		標準より 4-6 デシベルを超える	毎月 700 元	
		標準より 7-9 デシベルを超える	毎月 1400 元	
		標準より 10-12 デシベルを超える	毎月 2800 元	
		標準より 13-15 デシベルを超える	毎月 5600 元	
		標準より 16 デシベル以上を超える	毎月 11200 元	

(中国語原文)

中华人民共和国主席令 第六十一号

《中华人民共和国环境保护税法》已由中华人民共和国第十二届全国人民代表大会常务委员会第二十五次会议于2016年12月25日通过，现予公布，自2018年1月1日起施行。

中华人民共和国主席 习近平
2016年12月25日

中华人民共和国环境保护税法

(2016年12月25日第十二届全国人民代表大会常务委员会第二十五次会议通过)

目 录

- 第一章 总则
- 第二章 计税依据和应纳税额
- 第三章 税收减免
- 第四章 征收管理
- 第五章 附则

第一章 总则

- 第一条** 为了保护和改善环境，减少污染物排放，推进生态文明建设，制定本法。
- 第二条** 在中华人民共和国领域和中华人民共和国管辖的其他海域，直接向环境排放应税污染物的企业事业单位和其他生产经营者为环境保护税的纳税人，应当依照本法规定缴纳环境保护税。
- 第三条** 本法所称应税污染物，是指本法所附《环境保护税税目税额表》、《应税污染物和当量值表》规定的大气污染物、水污染物、固体废物和噪声。
- 第四条** 有下列情形之一的，不属于直接向环境排放污染物，不缴纳相应污染物的环境保护税：
(一) 企业事业单位和其他生产经营者向依法设立的污水集中处理、生活垃圾集中处理场所排放应税污染物的；
(二) 企业事业单位和其他生产经营者在符合国家和地方环境保护标准的设施、场所贮存

或者处置固体废物的。

第五条 依法设立的城乡污水集中处理、生活垃圾集中处理场所超过国家和地方规定的排放标准向环境排放应税污染物的，应当缴纳环境保护税。
企业事业单位和其他生产经营者贮存或者处置固体废物不符合国家和地方环境保护标准的，应当缴纳环境保护税。

第六条 环境保护税的税目、税额，依照本法所附《环境保护税税目税额表》执行。
应税大气污染物和水污染物的具体适用税额的确定和调整，由省、自治区、直辖市人民政府统筹考虑本地区环境承载能力、污染物排放现状和经济社会生态发展目标要求，在本法所附《环境保护税税目税额表》规定的税额幅度内提出，报同级人民代表大会常务委员会决定，并报全国人民代表大会常务委员会和国务院备案。

第二章 计税依据和应纳税额

第七条 应税污染物的计税依据，按照下列方法确定：

- （一）应税大气污染物按照污染物排放量折合的污染当量数确定；
- （二）应税水污染物按照污染物排放量折合的污染当量数确定；
- （三）应税固体废物按照固体废物的排放量确定；
- （四）应税噪声按照超过国家规定标准的分贝数确定。

第八条 应税大气污染物、水污染物的污染当量数，以该污染物的排放量除以该污染物的污染当量值计算。每种应税大气污染物、水污染物的具体污染当量值，依照本法所附《应税污染物和当量值表》执行。

第九条 每一排放口或者没有排放口的应税大气污染物，按照污染当量数从大到小排序，对前三项污染物征收环境保护税。
每一排放口的应税水污染物，按照本法所附《应税污染物和当量值表》，区分第一类水污染物和其他类水污染物，按照污染当量数从大到小排序，对第一类水污染物按照前五项目征收环境保护税，对其他类水污染物按照前三项目征收环境保护税。
省、自治区、直辖市人民政府根据本地区污染物减排的特殊需要，可以增加同一排放口征收环境保护税的应税污染物项目数，报同级人民代表大会常务委员会决定，并报全国人民代表大会常务委员会和国务院备案。

第十条 应税大气污染物、水污染物、固体废物的排放量和噪声的分贝数，按照下列方法和顺序计算：

- (一) 纳税人安装使用符合国家和监测规范的污染物自动监测设备的，按照污染物自动监测数据计算；
- (二) 纳税人未安装使用污染物自动监测设备的，按照监测机构出具的符合国家有关规定和监测规范的监测数据计算；
- (三) 因排放污染物种类多等原因不具备监测条件的，按照国务院环境保护主管部门规定的排污系数、物料衡算方法计算；
- (四) 不能按照本条第一项至第三项规定的方法计算的，按照省、自治区、直辖市人民政府环境保护主管部门规定的抽样测算的方法核定计算。

第十一条 环境保护税应纳税额按照下列方法计算：

- (一) 应税大气污染物的应纳税额为污染当量数乘以具体适用税额；
- (二) 应税水污染物的应纳税额为污染当量数乘以具体适用税额；
- (三) 应税固体废物的应纳税额为固体废物排放量乘以具体适用税额；
- (四) 应税噪声的应纳税额为超过国家规定标准的分贝数对应的具体适用税额。

第三章 税收减免

第十二条 下列情形，暂予免征环境保护税：

- (一) 农业生产（不包括规模化养殖）排放应税污染物的；
- (二) 机动车、铁路机车、非道路移动机械、船舶和航空器等流动污染源排放应税污染物的；
- (三) 依法设立的城乡污水集中处理、生活垃圾集中处理场所排放相应应税污染物，不超过国家和地方规定的排放标准的；
- (四) 纳税人综合利用的固体废物，符合国家和地方环境保护标准的；
- (五) 国务院批准免税的其他情形。

前款第五项免税规定，由国务院报全国人民代表大会常务委员会备案。

第十三条 纳税人排放应税大气污染物或者水污染物的浓度值低于国家和地方规定的污染物排放标准百分之三十的，减按百分之七十五征收环境保护税。纳税人排放应税大气污染物或者水污染物的浓度值低于国家和地方规定的污染物排放标准百分之五十的，减按百分之五十征收环境保护税。

第四章 征收管理

第十四条 环境保护税由税务机关依照《中华人民共和国税收征收管理法》和本法的有关规定征收管理。

环境保护主管部门依照本法和有关环境保护法律法规的规定负责对污染物的监测管理。
县级以上地方人民政府应当建立税务机关、环境保护主管部门和其他相关单位分工协作工作机制，加强环境保护税征收管理，保障税款及时足额入库。

第十五条 环境保护主管部门和税务机关应当建立涉税信息共享平台和工作配合机制。
环境保护主管部门应当将排污单位的排污许可、污染物排放数据、环境违法和受行政处罚情况等环境保护相关信息，定期交送税务机关。
税务机关应当将纳税人的纳税申报、税款入库、减免税额、欠缴税款以及风险疑点等环境保护税涉税信息，定期交送环境保护主管部门。

第十六条 纳税义务发生时间为纳税人排放应税污染物的当日。

第十七条 纳税人应当向应税污染物排放地的税务机关申报缴纳环境保护税。

第十八条 环境保护税按月计算，按季申报缴纳。不能按固定期限计算缴纳的，可以按次申报缴纳。
纳税人申报缴纳时，应当向税务机关报送所排放应税污染物的种类、数量，大气污染物、水污染物的浓度值，以及税务机关根据实际需要要求纳税人报送的其他纳税资料。

第十九条 纳税人按季申报缴纳的，应当自季度终了之日起十五日内，向税务机关办理纳税申报并缴纳税款。纳税人按次申报缴纳的，应当自纳税义务发生之日起十五日内，向税务机关办理纳税申报并缴纳税款。
纳税人应当依法如实办理纳税申报，对申报的真实性和完整性承担责任。

第二十条 税务机关应当将纳税人的纳税申报数据资料与环境保护主管部门交送的相关数据资料进行比对。
税务机关发现纳税人的纳税申报数据资料异常或者纳税人未按照规定期限办理纳税申报的，可以提请环境保护主管部门进行复核，环境保护主管部门应当自收到税务机关的数据资料之日起十五日内向税务机关出具复核意见。税务机关应当按照环境保护主管部门复核的数据资料调整纳税人的应纳税额。

第二十一条 依照本法第十条第四项的规定核定计算污染物排放量的，由税务机关会同环境保护主管部门核定污染物排放种类、数量和应纳税额。

第二十二条 纳税人从事海洋工程向中华人民共和国管辖海域排放应税大气污染物、水污染物或者固体废物，申报缴纳环境保护税的具体办法，由国务院税务主管部门会同国务院海洋主管部门规定。

第二十三条 纳税人和税务机关、环境保护主管部门及其工作人员违反本法规定的，依照《中华人民共和国税收征收管理法》、《中华人民共和国环境保护法》和有关法律法规的规定追究法律责任。

第二十四条 各级人民政府应当鼓励纳税人加大环境保护建设投入，对纳税人用于污染物自动监测设备的投资予以资金和政策支持。

第五章 附则

第二十五条 本法下列用语的含义：

- （一）污染当量，是指根据污染物或者污染排放活动对环境的有害程度以及处理的技术经济性，衡量不同污染物对环境污染的综合性指标或者计量单位。同一介质相同污染当量的不同污染物，其污染程度基本相当。
- （二）排污系数，是指在正常技术经济和管理条件下，生产单位产品所应排放的污染物量的统计平均值。
- （三）物料衡算，是指根据物质质量守恒原理对生产过程中使用的原料、生产的产品和产生的废物等进行测算的一种方法。

第二十六条 直接向环境排放应税污染物的企业事业单位和其他生产经营者，除依照本法规定缴纳环境保护税外，应当对所造成的损害依法承担责任。

第二十七条 自本法施行之日起，依照本法规定征收环境保护税，不再征收排污费。

第二十八条 本法自 2018 年 1 月 1 日起施行。

附表一

环境保护税税目税额表

税目		计税单位	税额	备注
大气污染物		每污染当量	1.2元至12元	
水污染物		每污染当量	1.4元至14元	
固体废物	煤矸石	每吨	5元	
	尾矿	每吨	15元	
	危险废物	每吨	1000元	
	冶炼渣、粉煤灰、炉渣、其他固体废物（含半固态、液态废物）	每吨	25元	
噪声	工业噪声	超标1-3分贝	每月350元	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一个单位边界上有多处噪声超标，根据最高一处超标声级计算应纳税额；当沿边界长度超过100米有两处以上噪声超标，按照两个单位计算应纳税额。 2. 一个单位有不同地点作业场所的，应当分别计算应纳税额，合并计征。 3. 昼、夜均超标的环境噪声，昼、夜分别计算应纳税额，累计计征。 4. 声源一个月内超标不足15天的，减半计算应纳税额。 5. 夜间频繁突发和夜间偶然突发厂界超标噪声，按等效声级和峰值噪声两种指标中超标分贝值高的一项计算应纳税额。
		超标4-6分贝	每月700元	
		超标7-9分贝	每月1400元	
		超标10-12分贝	每月2800元	
		超标13-15分贝	每月5600元	
		超标16分贝以上	每月11200元	

附表二

应税污染物和当量值表

一、第一类污染物污染当量值

污染物	污染当量值（千克）
1. 总汞	0.005
2. 总镉	0.005
3. 总铬	0.04
4. 六价铬	0.02
5. 总砷	0.02
6. 总铅	0.025
7. 总镍	0.025
8. 苯并（a）芘	0.0000003
9. 总铍	0.01
10. 总银	0.02

二、第二类水污染物污染当量值

污染物	污染当量值（千克）	备注
11. 悬浮物（SS）	4	
12. 生化需氧量（BOD ₅ ）	0.5	同一排放口中的化学需氧量、生化需氧量和总有机碳，只征收一项。
13. 化学需氧量（COD _{Cr} ）	1	
14. 总有机碳（TOC）	0.49	
15. 石油类	0.1	
16. 动植物油	0.16	
17. 挥发酚	0.08	
18. 总氰化物	0.05	
19. 硫化物	0.125	
20. 氨氮	0.8	
21. 氟化物	0.5	
22. 甲醛	0.125	
23. 苯胺类	0.2	
24. 硝基苯类	0.2	
25. 阴离子表面活性剂（LAS）	0.2	
26. 总铜	0.1	
27. 总锌	0.2	
28. 总锰	0.2	

污染物	污染当量值 (千克)	备注
29. 彩色显影剂 (CD-2)	0.2	
30. 总磷	0.25	
31. 单质磷 (以 P 计)	0.05	
32. 有机磷农药 (以 P 计)	0.05	
33. 乐果	0.05	
34. 甲基对硫磷	0.05	
35. 马拉硫磷	0.05	
36. 对硫磷	0.05	
37. 五氯酚及五氯酚钠 (以五氯芬计)	0.25	
38. 三氯甲烷	0.04	
39. 可吸附有机卤化物 (AOX) (以 Cl 计)	0.25	
40. 四氯化碳	0.04	
41. 三氯乙烯	0.04	
42. 四氯乙烯	0.04	
43. 苯	0.02	
44. 甲苯	0.02	
45. 乙苯	0.02	
46. 邻一二甲苯	0.02	
47. 对一二甲苯	0.02	
48. 间一二甲苯	0.02	
49. 氯苯	0.02	
50. 邻二氯苯	0.02	
51. 对二氯苯	0.02	
52. 对硝基氯苯	0.02	
53. 2,4-二硝基氯苯	0.02	
54. 苯酚	0.02	
55. 间一甲酚	0.02	
56. 2,4-二氯酚	0.02	
57. 2,4,6-三氯酚	0.02	
58. 邻苯二甲酸二丁酯	0.02	
59. 邻苯二甲酸二辛酯	0.02	
60. 丙烯腈	0.125	
61. 总硒	0.02	

三、pH 值、色度、大肠菌群数、余氯量水污染物污染当量值

污染物		污染当量值	备注
1. pH 值	1. 0—1, 13—14	0.06 吨污水	pH 值 5—6 指大于等于 5, 小于 6; pH 值 9—10 指大于 9, 小于等于 10, 其余类推。
	2. 1—2, 12—13	0.125 吨污水	
	3. 2—3, 11—12	0.25 吨污水	
	4. 3—4, 10—11	0.5 吨污水	
	5. 4—5, 9—10	1 吨污水	
	6. 5—6	5 吨污水	
2. 色度		5 吨水·倍	
3. 大肠菌群数 (超标)		3.3 吨污水	大肠菌群数和余氯量只征收一项
4. 余氯量 (用氯消毒的医院废水)		3.3 吨污水	

四、禽畜养殖业、小型企业和第三产业水污染物污染当量值

(本表仅适用于计算无法进行实际监测或者物料衡算的禽畜养殖业、小型企业和第三产业等小型排污者的水污染物污染当量数)

类型		污染当量值	备注
禽畜 养殖 场	1. 牛	0.1 头	仅对存栏规模大于 50 头牛、500 头猪、5000 羽鸡鸭等的畜禽养殖场征收。
	2. 猪	1 头	
	3. 鸡、鸭等家禽	30 羽	
4. 小型企业		1.8 吨污水	
5. 饮食娱乐服务业		0.5 吨污水	
6. 医院	消毒	0.14 床	医院病床数大于 20 张的按照本表计算污染当量数。
		2.8 吨污水	
	不消毒	0.07 床	
		1.4 吨污水	

五、大气污染物污染当量值

污染物	污染当量值 (千克)
1. 二氧化硫	0.95
2. 氮氧化物	0.95
3. 一氧化碳	16.7
4. 氯气	0.34
5. 氯化氢	10.75
6. 氟化物	0.87
7. 氰化氢	0.005
8. 硫酸雾	0.6
9. 铬酸雾	0.0007

污染物	污染当量值（千克）
10. 汞及其化合物	0.0001
11. 一般性粉尘	4
12. 石棉尘	0.53
13. 玻璃棉尘	2.13
14. 碳黑尘	0.59
15. 铅及其化合物	0.02
16. 镉及其化合物	0.03
17. 铍及其化合物	0.0004
18. 镍及其化合物	0.13
19. 锡及其化合物	0.27
20. 烟尘	2.18
21. 苯	0.05
22. 甲苯	0.18
23. 二甲苯	0.27
24. 苯并（a）芘	0.000002
25. 甲醛	0.09
26. 乙醛	0.45
27. 丙烯醛	0.06
28. 甲醇	0.67
29. 酚类	0.35
30. 沥青烟	0.19
31. 苯胺类	0.21
32. 氯苯类	0.72
33. 硝基苯	0.17
34. 丙烯腈	0.22
35. 氯乙烯	0.55
36. 光气	0.04
37. 硫化氢	0.29
38. 氨	9.09
39. 三甲胺	0.32
40. 甲硫醇	0.04
41. 甲硫醚	0.28
42. 二甲二硫	0.28
43. 苯乙烯	25

汚染物	汚染当量値（千克）
44. 二硫化炭	20

【ご注意】

- 法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責：**
 - 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。